

第42号議案

公立大学法人神戸市看護大学定款の件

公立大学法人神戸市看護大学定款を次のように定める。

平成30年3月20日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公立大学法人神戸市看護大学定款

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 組織

第1節 役員及び職員（第8条―第15条）

第2節 理事会（第16条―第18条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第19条―第21条）

第2節 教育研究審議会（第22条―第24条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第25条・第26条）

第5章 資本金等（第27条・第28条）

第6章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、神戸市看護大学を神戸市西区学園西町3丁目4番地に設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、神戸市とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を神戸市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、神戸市公報への掲載又はインターネットの利用により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情によりこれらの方法によることができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれらの方法に代えることができる。

第2章 組織

第1節 役員及び職員

(役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

(役員の職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第18条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第16条に規定する理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神戸市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

（学長の任命等）

第11条 神戸市看護大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命する。

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第71条第7項の規定により副理事長となる学長は、学長選考会議（以下「選考会議」という。）の選考に基づき、理事長が任命する。

3 選考会議は、次に掲げる者各3人により構成する。ただし、第1号に掲げる者については、少なくとも1人は第19条第2項第4号に掲げる者を含めることとし、第2号に掲げる者については、少なくとも1人は第22条第2項第5号に掲げる者を含めることとする。

(1) 第19条第1項の経営審議会を構成する委員（理事長及び副理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者

(2) 第22条第1項の教育研究審議会を構成する委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者

4 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、選考会議を主宰する。

6 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事の任命）

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、現に法人の役員又は職員である者以外の者が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第13条 監事は、市長が任命する。

(役員任期)

第14条 理事長の任期は、4年とする。

2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は、2年とする。

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際に法人の役員又は職員以外の者であったときの第12条第2項の適用については、その再任の際、現に法人の役員又は職員である者以外の者とみなす。

6 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員の任命等)

第15条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任免その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第16条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(理事会の招集及び議事)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事が会議の目的である事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、理事会を主宰する。

5 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる事が

できる。

(理事会の議決事項)

第18条 理事長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、理事会の議を経るものとする。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 神戸市看護大学の学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(経営審議会の設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が選任する者

3 前項第4号に掲げる委員の数は、委員総数の過半数とする。

4 第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、それぞれ当該職の任期とする。

5 第2項第4号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第2項の委員は、再任されることができる。

(経営審議会の招集及び議事)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を記載した書面を理事長に提出して経営審議会の招集を請求したときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経営審議会の審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項（第24条第4号に掲げるものを除く。）
- (5) 神戸市看護大学の学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項（第24条第5号に掲げるものを除く。）
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(教育研究審議会の設置及び構成)

第22条 法人に、神戸市看護大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（副学長を置く場合に限る。）
- (3) 学長が指名する教育研究上の重要な組織の長
- (4) 法人の事務局の長
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が指名する者

3 前項第1号から第4号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。

4 第2項第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項の委員は、再任されることができる。

（教育研究審議会の招集及び議事）

第23条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、学長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を記載した書面を学長に提出して教育研究審議会の招集を請求したときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究審議会を主宰する。

5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（教育研究審議会の審議事項）

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの
- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの
- (5) 神戸市看護大学の学部、学科その他大学の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの
- (6) 教員の人事及び評価の方針に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (7) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (8) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (9) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (10) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、神戸市看護大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

（業務の範囲）

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、及び運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資本金等

（資本金）

第27条 法人の資本金の額は、神戸市が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として神戸市が評価した価額の合計額とする。

2 神戸市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として神戸市が評価した価額により資本金を増加するものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第28条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を神戸市に帰属させる。

第6章 雑則

(規程への委任)

第29条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(学長の任命に関する特例)

2 法人の成立後最初の学長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法第71条第6項に規定する者のうちから理事長が任命する。

3 前項の学長の任期は、4年とする。

4 附則第2項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとし、その任期は前項に定める学長の任期によるものとする。

別表 (第27条関係)

(1) 土地

地 番	地 目	地積 (平方メートル)
神戸市西区学園西町3丁目4番地	学校用地	78,147.62

(2) 建物

名 称	所 在 地	構 造	延 べ 床 面 積 (平方メートル)
-----	-------	-----	-----------------------

			ル)
本部研究棟	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄筋コンクリー ト造瓦4階建て	4,084.49
教育棟南館	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄筋コンクリー ト造瓦3階建て	2,363.23
教育棟西館	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄筋コンクリー ト造瓦3階建て	2,263.58
教育棟北館	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄筋コンクリー ト造瓦2階建て	2,207.77
図書館	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄筋コンクリー ト造瓦3階建て	1,972.63
体育館	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄筋コンクリー ト造瓦2階建て	1,518.88
学生会館	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄筋コンクリー ト造瓦2階建て	1,985.87
音楽室・ホー ル	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄骨コンクリー ト造陸屋根2階 建て	1,216.46
守衛室・管理 室	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄筋コンクリー ト造陸屋根平家 建て	9
体育器具庫	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄筋コンクリー ト造瓦平家建て	67.80
自転車置場	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄骨造亜鉛メッ キ鋼板平家建て	44
時計塔	神戸市西区学園西町 3丁目4番地	鉄筋コンクリー ト造瓦平家建て	31.14

理 由

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定により，議会の議決を経る必要があるため。